

小規模多機能型居宅介護重要事項説明書  
(小規模多機能型居宅介護すばる)

2025年4月1日

1. 法人の概要

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	Tel0246-25-8181 Fax0246-37-7571	
他の主な事業	通所介護（介護、介護予防）	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護、介護予防）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護、介護予防）	2ヶ所
	小規模多機能型居宅介護（介護、予防）	2ヶ所
	訪問看護（介護、介護予防）	1ヶ所
	短期入所生活介護（介護、介護予防）	1ヶ所
	居宅介護支援事業所（介護、介護予防）	1ヶ所
	居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	小規模多機能型すばる
介護保険事業所番号	福島県 0790400451
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目14-2
連絡先	Tel0246-35-7752 Fax0246-35-7753
管理者氏名	西山 孝之
相談担当者氏名	高山 寿子 ・ 西山 孝之
事業の実施地域	平地区・内郷地区・好間地区

(2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1（兼務）	—	事業所の従事者の管理及び業務管理を一元的に行います
介護支援専門員	2（兼務）	—	居宅サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、小規模多機能型居宅介護の作成
看護職	2（兼務）	—	ご利用者様の健康管理を行います。
介護職	8	2	入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活のお世話をします。
夜勤職員	1	—	宿泊してお泊まりの方の介護を行います。
宿直	1	—	訪問サービスの対応をします。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	24時間
通いサービス	午前9：00～午後1：00
宿泊サービス	午後1：00～午前9：00
訪問サービス	24時間
送迎時間	午前8：30～午後5：30 時間外も相談に応じます。

(4) 利用定員

登録定員	25名（要支援・要介護者）
通い定員	1日15名
宿泊	1日9名

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所の従業者は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、その拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流も下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るようにします。</li><li>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</li><li>事業所の運営に当たってはBCP（事業継続計画）を策定し必要な体制の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でも出来る限り業務を中断させないように準備を行い、中断した場合でも可能な限り速やかに業務再開を行うことができよう努めるものとしよう。</li></ul>

・職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境の下に業務を遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置に関し必要な事項を定め、運営を行います。

#### 4. 利用料金について

・介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、全額お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口に提出しますと9割払い戻されます。尚、利用者の負担額については、利用料金概算表に記載しお渡します。

基本利用料金	認定区分	基本料金(1ヶ月)		ご利用回数と関係なく、登録料として介護度別に設定されている料金となります。登録した期間が1ヶ月に満たない場合は、日割り計算となります。左記基本料金は1割負担料金となっております。年間所得によって2割又は3割負担になる場合があります。下記加算につきましても対象となります。
	要介護1	10,458円		
	要介護2	15,370円		
	要介護3	22,359円		
	要介護4	24,677円		
	要介護5	27,209円		
その他の加算料金	加算名称	加算料金		算定条件
	初期加算	30円(1日につき)		登録した日から起算して30日以内もしくは30日を超える病院又は診療所への入院後に再利用した場合
	認知症加算Ⅲ	760円(1月につき)		認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合
	認知症加算Ⅳ	460円(1月につき)		要介護状態区分が要介護2である者であって認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合
	看護職員配置加算Ⅰ	900円(1月につき)		常勤専従の看護師を1名以上配置
	看護職員配置加算Ⅱ	700円(1月につき)		常勤専従の准看護師を1名以上配置
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	750円(1月につき) (区分支給限度額外)		常勤換算で介護職員の25%以上が勤続10年以上の介護福祉士
	総合マネジメント体制強化加算	1,200円(1月につき) (区分支給限度額外)		御利用者様の心身の状況やご家族等、環境の変化を踏まえ、多職種協働により個別サービス計画書の見直しを行っている場合。
	処遇改善加算Ⅰ	別途合計額に14.9%相当の介護職員処遇改善加算が加わります (区分支給限度額外)		
その他の料金	食費	1日1,600円(朝食500円 昼食600円 夕食500円) ※昼食・夕食のキャンセルは2時間前までとします。 朝食のキャンセルは前日の午後7時までとします。		
	宿泊費	1日につき2,650円	手帳代	1冊につき100円
	洗濯代	1回につき400円	手帳袋代	1袋につき100円
	リハパン・おむつ/パット	200円(1枚)/100円(1枚)	テレビ使用料	1日につき200円
	理美容代	実費	コンセント使用料	1日につき50円
	行事参加費用	実費	クラブ活動等材料費	実費
	タオル類	バスタオル 40円/1枚	フェイスタオル	20円/1枚
	複写物の交付	1枚につき10円	ゴミ処分代	50円/1kg 他
前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用をいただきます。 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をいただきます。				

## 5. 小規模多機能型居宅介護の内容

種 類	内 容
居宅サービス計画の作成	ご利用中の総合的な居宅介護計画を作成します。
小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
食事	ご利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、低栄養状態を予防します。
入浴	入浴又は清拭などを行います。回数については個別に対応します。
健康管理	ご利用中の健康管理を行います。軟膏塗布や外傷の処置も行いますので、必要物品はご持参下さい。
機能訓練	利用者の状況に応じて、日常動作訓練・運動機能訓練等を行います。
介護サービス	着替え、排泄、食事の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、移動の介助等を行います。
日常生活上の相談・助言	利用者とそのご家族からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。
訪問介護サービス	自宅に出向き、入浴・排泄・食事・生活援助等の介護を行います。
送迎	希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

## 6. 料金の支払い方法

・下記支払い方法について事前に選択していただきます。その方法により、請求書にて、お支払いいただき、領収書を発行致します。

### 【お支払い方法】

- ①自動引き落としでの支払い（郵便局・銀行・農協）
- ②現金による支払い（サービス利用終了時にお支払いいただきます）

## 7. 介護サービスを受けるにあたっての留意事項

- ・小規模多機能型すばるの利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ・サービスを利用中、個人での外出はできません。又、やむを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要とします
- ・施設内の居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損などが生じた場合は賠償して頂くことがあります。
- ・施設内は全面禁煙のため喫煙はできません。
- ・施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。又、ご利用者様や職員への金銭、物品のやり取りもご遠慮下さい。
- ・入院や病気等によりサービスを利用できない状態が明らかになった場合、または正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合はサービスを休止とさせていただきます。サービス利用を再開される際は、以前と同じ内容等でお受けできない場合がございます。
- ・以下に記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や、契約解除をすることがあります。
  - (1) 事業所の職員に対して行う暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  - (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
  - (3) サービス利用中に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。
- ・暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。その際には当事業所よりご連絡を差し上げます。

## 8. 緊急時の対応について

- ・サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族及び主治医に連絡する等の措置を講じます。

## 9. 事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

- ・小規模多機能型居宅介護サービスの提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により事故、感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・小規模多機能型居宅介護サービスの提供で事故、感染が発生した場合には、当法人で加入しております訪問看護事業共済会居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険で対応させていただきます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されても対応出来ませんので予めご了承下さい。ただし、事業者の故意、重過失がある場合には、この限りではありません。

## 10. 非常災害対策について

- ・防災管理者1名を置き、管理者は災害発生の未然防止に努め、職員の防災意識の植え付けに留意し、くれぐれも災害による人身事故が発生しないよう最大限に努力します。
- ・消防機関等との連絡を密にし、非常時に迅速かつ安全に避難を行えるよう年2回避難訓練を実施実施します。

## 11. 衛生管理について

- ・事業所は利用者・職員の健康を守るため感染症や食中毒の発生、蔓延防止について委員会、指針の作成研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を公示します。

## 12. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での小規模多機能型居宅介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとし、

## 13. 高齢者虐待防止・身体拘束について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。
- ・事業所は、身体拘束についても同様に委員会、指針の作成、研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます

## 14. 相談・苦情について

### (1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の小規模多機能型居宅介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	高山 寿子	TEL 35-7752
苦情解決責任者	西山 孝之	

### (2) その他

市町村窓口	いわき市保健福祉部 介護保険課	いわき市役所内 TEL 22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険 団体連合会	福島市中町3-7 024-523-2700

## 15. 第三者評価

実施しておりません

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所 所在地 いわき市平谷川瀬一丁目14-2  
名称 医和生会 小規模多機能型すばる

説明者

私は、本書面により、事業所から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名